**平成２８年（フ）第７７１号**
福岡市博多区千代５丁目21番５号
債務者　杉本　雄二
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第７８０号**
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵823番地１
債務者　渡邊さつき
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第８０１号**
福岡県福津市西福間３丁目12番21号　しあわせ荘23号
債務者　井上　正三
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第８０４号**
福岡市中央区高砂２丁目21番５－202号
債務者　渡辺阿津子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第８０７号**
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―303号
債務者　宮川　雅也
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第８１１号**
福岡市東区多の津４丁目16番５－310号
債務者　瀬戸　康孝
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第８１８号**
福岡市東区宮松新町７番16―115号
債務者　大森栄美子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第８２２号**
福岡市東区原田２丁目16番31号
債務者　吉田　真喜
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２８年（フ）第１３８号**
鹿児島県鹿児島市和田１丁目25番10号（ハイツ颯102号）
債務者　吉元　夕理
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１４２号**
鹿児島県鹿児島市郡元３丁目１番２号（池田ビル201号）
債務者　黒木　　薫
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１４９号**
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目25番１号（鴨池ビル82号）
債務者　渡辺真理子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１６６号**
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目32番12号（宮下コーポ203号）
債務者　井川　俊弘
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１６８号**
鹿児島県鹿児島市武岡４丁目９番11号（フレグランスＴ201号）
債務者　白石　綾子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第２３５号**
仙台市青葉区二日町16番２－317号
債務者　平塚　隆洋
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第６９号**
茨城県取手市井野台１丁目19番１－206号
債務者　菅﨑　未央
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第８１号**
茨城県取手市新町６丁目31番21号
債務者　関内八枝子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第２３号**
千葉県館山市国分455番地の１　萱野住宅Ｃ－４号
債務者　髙梨　真弓
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２８年（フ）第３９８号**
京都市伏見区竹田久保町62番地１　足立ハイツ竹田717号室、前住所京都市伏見区深草勧進橋町102番地１
債務者　寺田　　稔
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係